

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第21回 2018年10月

外商投資向け優遇措置——外国投資家の配当金直接投資に 係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大

本アラートの分析対象法規：

- 「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大に関する通達」（財税[2018]102号）
- 「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策関連問題に関する通達」（財税[2017]88号）
- 「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策の執行に関連する問題に関する公告」（国家税务总局公告2018年第3号）

背景

財政部、国家税務総局などの四部門は2018年9月29日に共同して「外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策適用範囲の拡大に関する通達」（財税[2018]102号、以下「102号通達」）を公布した。同通達によると、外国投資家の配当金直接投資に係る源泉所得税の徴収猶予政策の適用範囲を外商投資禁止類に属さない全てのプロジェクト及び分野まで拡大した。

また、上述の四部門は2017年の年末に財税[2017]88号通達（以下「88号通達」）を公布した。同通達によると、2017年1月1日より、外国投資家が中国国内居住者企業から得た配当金を奨励類外商投資プロジェクトに直接投資する際、所定の要件を満たす場合、納税義務が繰り延べられ、源泉所得税の徴収猶予を受けられる。なお、奨励類投資プロジェクトとは、「外商投資産業指導目録」に記載された外商投資奨励産業目録及び「中西部地域外商投資優勢産業目録」に規定された経営活動である【詳細はKPMG「[チャイナタックスアラート 中国税務速報（2017年第35回）](#)」を参照ください。】。また、国家税務総局は2018年1月に2018年3号公告（以下「3号公告」）を公布し、当該優遇政策の執行に関連する問題について明らかにした。

今回公布された102号通達は2018年1月1日より実施され、上述した優遇政策の適用範囲を、奨励類外商投資プロジェクトへの再投資から外商投資禁止類に属さない全てのプロジェクト及び分野まで拡大した。外国投資家が2018年1月1日（当日を含む）以降に得た株式配当金、利益配当金などの持分投資収益を102号通達の条件に合致した対象に再投資する場合、納付済みの税額について、関連税額を実際に納付した日から三年以内に当該政策の追加適用を申請でき、納付済みの税額が還付される。

KPMGの所見

今回公布された102号通達は、外国投資家の誘致をより一層推進することを目的とし、これによって当面の中国経済の成長低下及び米中貿易摩擦の圧力に対処するものである。102号通達は88号通達の関連規定を引き継ぎ、優遇政策の適用範囲を配当金による外商投資禁止類に属さない全てのプロジェクト及び分野への直接再投資にまで拡大し、上述の二つの「目録」に記載された奨励類外商投資内容に関する規定を削除した。

また、現在実施されている「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」及び「自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）」において、外国投資家による中国での投資（例えば、金融、自動車、交通運輸などの分野）に対する規制を更に緩和した。102号通達の公布は、中国で再投資する意向がある外国投資家により多くの投資プロジェクトの可能性を提供した。

102号通達が88号通達のみを廃止しているため、先に公布された3号公告は依然として有効であると考えられる。しかし、88号通達は一年近く実施されたが、いくつかの執行上の問題を残している。このため、外国投資家は投資先の中国企業から得た配当金を再投資する場合、102号通達、3号公告及びそれらに関する解説を十分に理解したうえで、当該税制優遇を適用できるように努めなければならない。また、必要に応じて専門機関に相談することも必要である。

お問い合わせ



盧奕(Lu, Lewis)

税務サービス統括パートナー
KPMG中国
Tel: +86 (21) 2212 3421
E-mail: lewis.lu@kpmg.com



Conrad Turley

税務パートナー
KPMG中国
Tel: +86 (10) 8508 7513
E-mail: conrad.turley@kpmg.com



程嬪(Cheng, Carol)

税務ディレクター
KPMG中国税務研究センター
Tel: +86 (10) 8508 7644
E-mail: carol.y.cheng@kpmg.com

イノベーションによる新たなパワーが、

租税のルートを広げる